

事務連絡
令和4年6月7日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医療経営支援課

令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱い
及びコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生を図ることを目的とした「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）が設けられていますが、令和4年4月1日付け事務連絡「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」（別添資料1）が、各都道府県を通じて市町村へ周知されています。

当該事務連絡においては、昨今の経済状況を踏まえ、別紙2（別添資料2）に、臨時交付金の活用が可能な事業（例）として、「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」を行う事業や「事業者に対する公共料金補助」が示されています。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰のため、コロナの影響を受けている医療機関において、食材料費の値上げなど食事の提供にも影響する場合や光熱水費の高騰が生じている場合等においても、地方公共団体の判断により、臨時交付金の活用を検討することが考えられます。

また、先般、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が別添資料3のとおり取りまとめられました。

この緊急対策の柱立ての1つに「IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援」が掲げられ、「地域の実情に応じ、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充・活用し、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組みを強力に促し、必要な支援を迅速に行う」とこととされている他、「地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受け

た生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設する。」とされています。

これを受け、内閣府から令和4年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」が別添資料4のとおり、各都道府県を通じて市町村へ周知され、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の活用が可能な事業として想定されるものに、前述の別添資料2と同様、「学校給食等の負担軽減」や「事業者に対する電気・ガス料金を含む公共料金補助」が挙げられています。

貴部局におかれては、これらを踏まえ、関係部局等と緊密に連携し、臨時交付金を活用し、利用者や事業者の負担の軽減に向けた取組を進めていくようお願いいたします。